

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第13号

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則（平成19年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料の免除)</p> <p>第7条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については常設の展示の場合及び特別の展示の場合に係る展示室の観覧料を、<u>第8号</u>に該当する者については常設の展示の場合に係る展示室の観覧料を免除する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 国際博物館の日（5月18日（その日が第6条に規定する美術館の休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日））に入室する者</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>2～7 略</p> <p>8 第1項第8号に掲げる者は、入室の際、東山魁夷せとうち美術館特割カード（館長が発行する証票で、同号に規定する回数に達したことを証するものをいう。）を提出しなければならない。</p>	<p>(観覧料の免除)</p> <p>第7条 第1号から第6号までのいずれかに該当する者については常設の展示の場合及び特別の展示の場合に係る展示室の観覧料を、<u>第7号</u>に該当する者については常設の展示の場合に係る展示室の観覧料を免除する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2～7 略</p> <p>8 第1項第7号に掲げる者は、入室の際、東山魁夷せとうち美術館特割カード（館長が発行する証票で、同号に規定する回数に達したことを証するものをいう。）を提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。